

労働安全衛生法第72条 労働安全衛生規則第62条により 免許の交付について次のとおり定められています。
 免許の申請に当たっては、次の事項を参照してください。

免許を受けることができる者

労働安全衛生規則第62条 別表第4関係 早わかり表

種類	要件	免許申請に必要な書類	
第一種衛生管理者免許	一 第一種衛生管理者免許試験に合格した者	合格通知書	
	二 学校教育法による大学又は高等専門学校において、医学に関する課程を修めて卒業した者	卒業証書	
	三 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で労働衛生に関する講座又は学科目を修めたもの (参照 URL: http://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/dl/32a.pdf) (大学、学科及び講座、学科目については別途定められています。)	卒業証書 大学の学部によっては履修単位証明書	
	四 その他厚生労働大臣が定める者	別に示す各種免状	
	安衛則別表第4第一種衛生管理者免許の項第4号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。 一 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条の規定により保健師免許を受けた者(同法第51条第3項の規定により当該免許を受けた者を除く。) 二 医師法(昭和23年法律第201号)第11条第2号及び第3号に掲げる者 三 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第11条各号に掲げる者 四 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者 五 都道府県労働局長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者(現在、都道府県労働局長が定める者はありません)		
第二種衛生管理者免許	一 第二種衛生管理者免許試験に合格した者	合格通知書	
	二 その他厚生労働大臣が定める者(現在、厚生労働大臣が定める者はありません)		
衛生工学衛生管理者免許	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者で、厚生労働大臣の定める講習を修了したもの	講習修了証	
	安衛則別表第4衛生工学衛生管理者免許の項第1号の厚生労働大臣の定める講習は、次の各号に定めるところにより行われる講習とする。 一 講習科目については、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものであること。		
	講習科目	範囲	講習時間
	労働基準法	労働基準法(昭和22年法律第49号)及びこれに基づく命令中の関係条項	2時間
	労働安全衛生法(関係法令を含む。)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、作業環境測定法(昭和50年法律第28号)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)並びにこれらに基づく命令中の関係条項	6時間
	労働衛生工学に関する知識	作業環境に関する基礎知識 作業環境基礎知識 作業環境改善の具体的進め方 局所排気装置、全体換気装置、廃液処理装置その他の設備に関する基礎知識 作業環境測定の方法及びその評価 保護具に関する基礎知識及びその保守管理 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。)	14時間
	職業性疾病の管理に関する知識	職業性疾病に関する基礎知識 職業性疾病の発生事例及びその対策 健康管理の進め方 職業性疾病に関する教育の方法	6時間
労働生理に関する知識	人体の組織及び機能 疲労及びその予防 職業適性	2時間	
二 その他厚生労働大臣が定める者		資格を証する書面	
安衛則別表第4衛生工学衛生管理者免許の項第2号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、前条に規定する講習を修了したものとする。 一 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。)における長期課程(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修了した者 二 労働安全衛生法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者 三 安衛則別表第4第一種衛生管理者免許の項第1号及び第3号に掲げる者 四 作業環境測定法第5条に規定する作業環境測定士となる資格を有する者			
高圧室内作業主任者免許	高圧室内作業主任者免許試験に合格した者 (H24/4/1 施行の規則改正により、受験資格に盛り込まれていた「従事歴の受験資格」が、免許証交付要件に移行しました。)	合格通知書 + 2年以上の従事歴証明 (H24/3/31 以前免許合格者は合格通知書)	
	第47条 高圧室内作業主任者免許は、高圧室内業務に2年以上従事した者であって、高圧室内作業主任者免許試験に合格したものに対し、都道府県労働局長が与えるものとする。		
ガス溶接作業主任者免許	一 次のいづれかに掲げる者であって、ガス溶接作業主任者免許試験に合格した者 イ ガス溶接技能講習を修了した者であって、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者 ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ニ 職業能力開発促進法第28条第1項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者 ホ 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める金属加工系溶接科の訓練を修了した者であって、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ヘ 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ト 旧保安技術職員国家試験規則による溶接係員試験に合格した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの チ その他厚生労働大臣が定める者 (H24/4/1 施行の規則改正により、受験資格に盛り込まれていた「従事歴の受験資格」が、免許証交付要件に移行しました。)	合格通知書 + 各種学歴・作業歴・従事歴等の資格を証する書面 (H24/3/31 以前免許合格者は合格通知書)	
	二 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校が行う同法第27条第1項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第9の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者	資格を証する書面	
	三 その他厚生労働大臣が定める者	資格を証する書面	
	安衛則別表第4のガス溶接作業主任者免許の項第3号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。 一 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号。以下「旧職業訓練法」という。)による中央職業訓練所が行った同法第1条第5項第2号に規定する職業訓練指導員の訓練のうち職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)附則第2条第1号の規定による廃止前の職業訓練法施行規則(昭和33年労働省令第16号。以下「旧職業訓練法施行規則」という。)別表第2の2の訓練科目の欄に掲げる板金溶接科又は別表第2の3の訓練科目の欄に掲げる板金科若しくは溶接科の訓練を修了した者 二 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和49年労働省令第14号)による改正前の職業訓練法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる板金科の訓練を修了した者 三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)による職業訓練大学校が行った職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「53年改正前の職業訓練法」という。)第八条第一項の指導員訓練のうち、職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「昭和53年改正職業訓練法施行規則」という。)による改正前の職業訓練法施行規則(以下「改正前の職業訓練法施行規則」という。)別表第8の訓練科の欄に掲げる塑性加工科若しくは溶接科又は改正前の職業訓練法施行規則別表第9の訓練科の欄に掲げる板金科若しくは溶接科の訓練を修了した者(塑性加工科の訓練を修了した者にあつては、当該訓練において溶接に関する科目を修めた者に限る。)		

	<p>四 旧能開法による職業訓練大学校が行った同法第 27 条第 1 項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和 63 年労働省令第 13 号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第 8 の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者(塑性加工科の訓練を修了した者にあつては、当該訓練において溶接に関する科目を修めたものに限る。)</p> <p>五 旧能開法による職業訓練大学校が行った同法第 27 条第 1 項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 5 年労働省令第 1 号。以下「平成 5 年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表第 9 の訓練科の欄に掲げる板金科又は溶接科の訓練を修了した者</p> <p>六 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成 16 年厚生労働省令第 45 号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第 8 の訓練科の欄に掲げる産業機械工学科又は生産機械工学科の訓練を修了した者</p> <p>七 職業能力開発促進法第 30 条第 1 項に規定する職業訓練指導員試験において、職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の試験に合格した者(旧職業訓練法第 24 条第 1 項に規定する職業訓練指導員試験において、旧職業訓練法施行規則別表第四の免許職種の欄に掲げる板金工又は溶接工の試験に合格した者を含む。)</p> <p>八 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p> <p>九 都道府県労働局長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者 (現在、都道府県労働局長が定める者はありません)</p>	
林業架線作業主任者免許	<p>一 林業架線作業の業務に 3 年以上従事した経験を有する者であつて、林業架線作業主任者免許試験に合格した者 (H24/4/1 施行の規則改正により、受験資格に盛り込まれていた「従事歴の受験資格」が、免許証交付要件に移行しました。)</p> <p>二 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後 1 年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後 3 年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p> <p>安衛則別表第 4 林業架線作業主任者免許の項第 4 号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 187 条第 3 項の林業普及指導員資格試験で、当該試験の試験科目中に林業機械に関する事項を含むものに合格した者</p> <p>二 森林法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 20 号)による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。)第 187 条第 4 項の林業専門技術員資格試験で、森林法施行規則の一部を改正する省令(平成 17 年農林水産省令第 5 号)による改正前の森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 32 条の林業機械の専門項目に係る試験に合格した者</p> <p>三 旧森林法第 187 条第 5 項の林業改良指導員資格試験(昭和 30 年以前に実施された当該試験を除く。)で、当該試験の試験科目中に林業機械に関する事項を含むものに合格し、その後 2 年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有し、かつ、林野庁長官が行なう林業機械に関する林業改良指導員中央研修を修了した者</p> <p>四 森林技術総合研修所長又は森林管理局長が行う林業架線作業に関する研修で厚生労働省労働基準局長が定めるものを修了した者</p> <p>五 都道府県知事、森林管理局長又は林業・木材製造業労働災害防止協会会長が行う林業架線作業に関する講習で、厚生労働省労働基準局長が定めるものを修了し、かつ、2 年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有する者</p>	<p>合格通知書 + 3 年以上の従事歴証明 (H24/3/31 以前免許合格者は合格通知書)</p> <p>卒業証書 + 従事歴証明書</p> <p>卒業証書 + 従事歴証明書</p> <p>資格を証する書面 + 従事歴証明書(3&5)</p>
特級ボイラー技士免許	<p>一 一級ボイラー技士免許を受けた後、5 年以上ボイラー(令第 20 条第 5 号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。以下この欄において同じ。)を取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、3 年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p> <p>二 ボイラー則第 101 条第 1 号ロ又はハに掲げる者で、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p> <p>ボイラー則第 101 条 次の各号に掲げる免許試験は、当該各号に掲げる者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 特級ボイラー技士免許試験</p> <p>ロ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校を含む。以下同じ。)においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後ボイラーの取扱いについて 2 年以上の実地修習を経たもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</p> <p>ボイラー則第 101 条第 1 号ハの厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。</p> <p>一 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)第 9 条第 1 項のエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和 59 年通商産業省令第 15 号。以下「試験規則」という。)第 29 条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分を選択して省エネ法第 9 条第 1 項第 1 号のエネルギー管理士試験に合格した者、試験規則別表第 1 の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分を選択して試験規則第 2 条のエネルギー管理研修を修了した者又はエネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令(平成 18 年経済産業省令第 20 号。以下「改正試験省令」という。)附則別表第 1 の上欄に掲げる者(改正試験省令による改正前の試験規則(以下「旧試験規則」という。)第 29 条の表の区分の欄に掲げる熱管理士試験若しくは旧試験規則別表第 1 の区分の欄に掲げる熱管理研修を受けることにより改正試験省令附則別表第 1 の上欄に掲げる者に該当するに至つた者に限る。)であつて同表の下欄に掲げる要件に適合するもののうち、改正試験省令附則第 7 条に規定する特別研修を修了した者に限る。以下同じ。)で、ボイラーの取扱いについて 2 年以上の実地修習を経たもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 93 号)による改正前の省エネ法(以下「旧省エネ法」という。)第 8 条第 1 項の熱管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて 2 年以上の実地修習を経たもの</p> <p>三 船舶職員法(昭和 26 年法律第 49 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、一級海技士(機関)又は二級海技士(機関)としての海技従事者の免許を受けた者</p> <p>四 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 44 条第 1 項の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者で、伝熱面積の合計が 500 平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験があるもの</p>	<p>1 級ボイラー技士免許証又は特級免許合格通知 + 実務経験証明書</p> <p>卒業証書又は各種免許所持者で実務経験証明書等</p>
一級ボイラー技士免許	<p>一 二級ボイラー技士免許を受けた後、2 年以上ボイラーを取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、1 年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p> <p>二 ボイラー則第 101 条第 2 号ロ又はハに掲げる者で、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p> <p>ボイラー則第 101 条 次の各号に掲げる免許試験は、当該各号に掲げる者でなければ、受けることができない。</p> <p>二 一級ボイラー技士免許試験</p> <p>ロ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による実業学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、その後ボイラーの取扱いについて 1 年以上の実地修習を経たもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</p> <p>ボイラー則第 101 条第 2 号ハの厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。</p> <p>一 省エネ法第 9 条第 1 項のエネルギー管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて 1 年以上の実地修習を経たもの</p> <p>二 旧省エネ法第 8 条第 1 項の熱管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて 1 年以上の実地修習を経たもの</p> <p>三 船舶職員法第 4 条第 1 項の規定に基づき、一級海技士(機関)、二級海技士(機関)又は三級海技士(機関)としての海技従事者の免許を受けた者</p> <p>四 電気事業法 54 条第 1 項の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者で、伝熱面積の合計が 25 平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験があるもの</p> <p>五 鉱山保安法施行規則(平成 16 年経済産業省令第 96 号)附則第 2 条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則(昭和 25 年通商産業省令第 72 号)第 5 条の汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が 25 平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験があるもの</p>	<p>合格通知書 + 従事歴証明書</p> <p>学歴・学科を証する書面 + 実習歴証明書</p>
二級ボイラー技士免許	<p>一 ボイラー則第 97 条第 3 号イに規定する者 (H24/4/1 施行の規則改正により、受験資格に盛り込まれていた「従事歴の受験資格」が、免許証交付要件に移行しました。)</p>	<p>合格通知書 + 各号に定める区分に応じた従事歴証明 (H24/3/31 以前免許合格者は合格通知書)</p>

	<p>二 ボイラー則第 97 条第 3 号ロ及びハに規定する者</p>	<p>資格を証する書面 +従事歴証明書(1~3)</p>
	<p>ボイラー則第97条 次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。</p> <p>三 二級ボイラー技士免許</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)、高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)、高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、ボイラーの取扱いについて3月以上の実地修習を経たもの</p> <p>(2) ボイラーの取扱いについて6月以上の実地修習を経た者</p> <p>(3) 都道府県労働局長又は登録教習機関(法第77条第3項の登録教習機関をいう。)が行ったボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4月以上令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを取り扱った経験があるもの</p> <p>(4) 都道府県労働局長の登録を受けた者が行うボイラー実技講習を修了した者</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</p> <p>ロ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める設備管理・運転系ボイラー運転科又は同令別表第4の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</p>	
	<p>ボイラー則第 97 条第 3 号ハの厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。</p> <p>一 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法第十条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>二 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(旧訓練法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号。以下「旧職業訓練法」という。)の規定によるこれに相当する職業訓練を含む。)を修了した者</p> <p>三 旧訓練法第8条第1項の養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(旧職業訓練法の規定によるこれらに相当する職業訓練を含む。)を修了した</p>	
<p>エックス線作業主任者免許</p>	<p>一 エックス線作業主任者免許免許試験に合格した者</p> <p>二 電離則第 48 条各号に掲げる者</p> <p>電離則第 48 条 エックス線作業主任者免許は、エックス線作業主任者免許試験に合格した者のほか次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。</p> <p>一 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第3条第1項の免許を受けた者</p> <p>二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第41条第1項の原子炉主任技術者免状の交付を受けた者</p> <p>三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第一種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者</p>	<p>合格通知書</p> <p>各種免状</p>
<p>ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許</p>	<p>一 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者</p> <p>二 電離則第 52 条の 4 各号に掲げる者</p> <p>電離則第 52 条の 4 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者のほか、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。</p> <p>一 診療放射線技師法第3条第1項の免許を受けた者</p> <p>二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第41条第1項の原子炉主任技術者免状の交付を受けた者</p> <p>三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者</p>	<p>合格通知書</p> <p>各種免状</p>
<p>特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許</p>	<p>ボイラー則第 109 条第 1 項各号に掲げる者</p> <p>ボイラー則第 109 条 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許は、次の各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。</p> <p>一 電気事業法第44条第1項第6号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は同項第7号の第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>二 高圧ガス保安法第29条第1項の製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者</p> <p>三 ガス事業法第32条第1項のガス主任技術者免状の交付を受けている者</p>	<p>各種免状</p>
<p>発破技士免許</p>	<p>一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格した者</p> <p>イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者であつて、その後3月以上発破の業務について実地修習を経たもの</p> <p>ロ 発破の補助作業の業務に6月以上従事した経験を有する者</p> <p>ハ 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者</p> <p>(H24/4/1施行の規則改正により、受験資格に盛り込まれていた「従事歴の受験資格」が、免許証交付要件に移行しました。)</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上発破の業務について実地修習を経たもの</p>	<p>合格通知書 + 各号に定める区分に応じた従事歴証明 (H24/3/31 以前免許合格者は合格通知書)</p> <p>学歴・学科を証する書面+実習歴証明書</p>
<p>揚貨装置運転士免許</p>	<p>一 揚貨装置運転士免許試験に合格した者</p> <p>二 揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内に揚貨装置運転実技講習を修了したもの</p> <p>三 職業能力開発促進法第27条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同令別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で揚貨装置についての訓練を受けたもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p> <p>揚貨装置運転士免許の項第4号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号。以下「平成4年改正法」という。)による改正前の職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの</p> <p>二 平成4年改正法による改正前の職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる港湾運輸科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者</p> <p>三 職業能力開発促進法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第15条第1項又は第16条第1項の認定に係る事業内職業訓練において、職業能力開発促進法施行規則附則第2条第1号の規定による廃止前の職業訓練法施行規則(昭和33年労働省令第16号)別表第3の訓練機種の欄に掲げるクレーン運転工の訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの</p> <p>四 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち、53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練の例により行われる訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの</p> <p>五 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法第8条第1項の養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第2、別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受</p>	<p>合格通知書</p> <p>学科結果通知書 +実技講習修了証</p> <p>資格を証する書面</p> <p>資格を証する書面</p>

	けたもの 六 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和60年労働省令第23号。以下「60年改正省令」という。)による改正前の職業訓練法施行規則(以下「訓練法規則」という。)別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者及び訓練法規則第15条の規定に基づく職業訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの 七 60年改正省令附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされた能力再開発訓練又は短期課程の普通職業訓練であつて60年改正省令附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされた訓練の基準によるものを修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの	
特別ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許試験に合格した者	合格通知書
普通ボイラー溶接士免許	一 普通ボイラー溶接士免許試験に合格した者	合格通知書
	二 普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験の全科目及び実技試験の全部の免除を受けることができる者	免除ができることを証する書面
ボイラー整備士免許	ボイラー則第113条各号のいずれかに掲げる者であつて、ボイラー整備士免許試験に合格したもの (H24/4/1 施行の規則改正により、受験資格に盛り込まれていた「従事歴の受験資格」が、免許証交付要件に移行しました。)	合格通知書 + 2年以上の従事歴証明 (H24/3/31 以前免許合格者は合格通知書)
	ボイラー則第113条 ボイラー整備士免許は、次の各号のいずれかに該当する者で、ボイラー整備士免許試験に合格したのものに対して、都道府県労働局長が与えるものとする。 一 令第20条第5号の業務の補助の業務に6月以上従事した経験を有する者 二 ボイラー(令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたものをいう。)の整備の業務又は第一種圧力容器(令第6条第17号イ又はロに掲げる第一種圧力容器のうち小型圧力容器を除いたものをいう。)の整備の業務に6月以上従事した経験を有する者 三 第97条第3号ロに掲げる者	
クレーン・デリック運転士免許	一 クレーン・デリック運転士免許試験に合格した者	合格通知書
	二 クレーン則第223条第2号から第6号までに掲げる者	学科結果通知書 +実技教習修了証 又は資格を証する書面
	クレーン則第223条 クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 二 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの 三 第224条の4第1項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を、床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン(床上操作式クレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。)に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第226条第2項第1号及び第4号に掲げる科目(デリックに係る部分に限る。)に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内にクレーン運転実技教習(床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了したもの 四 第224条の4第2項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第226条第2項第1号及び第4号に掲げる科目(デリックに係る部分に限る。)に合格したもの 五 能開法第27条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、クレーン及びデリックについての訓練を受けたもの 六 その他厚生労働大臣が定める者(現時点において定めなし)	
移動式クレーン運転士免許	一 移動式クレーン運転士免許試験に合格した者	合格通知書
	二 クレーン則第229条第2号から第5号までに掲げる者	学科結果通知書 +実技教習修了証 又は資格を証する書面
	クレーン則第229条 移動式クレーン運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 二 移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内に移動式クレーン運転実技教習を修了したもの 三 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、移動式クレーンについての訓練を受けたもの 四 削除 五 その他厚生労働大臣が定める者 クレーン則第229条第5号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。 イ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧能開法規則別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で、移動式クレーンについての訓練を受けたもの ロ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる港湾運輸科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者 ハ 60年改正省令附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされた能力再開発訓練又は短期課程の普通職業訓練であつて60年改正省令附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされた訓練の基準によるものを修了した者で移動式クレーンについての訓練を受けたもの ニ 訓練法第10条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、訓練法規則別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者及び訓練法規則第15条の規定に基づく職業訓練を修了した者で、移動式クレーンについての訓練を受けたもの ホ 専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の53年改正省令附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち、旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練の例により行われる訓練を修了した者で移動式クレーンについての訓練を受けたもの ヘ 旧訓練法第8条第1項の養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第2、別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で移動式クレーンについての訓練を受けたもの	
潜水士免許	潜水士免許試験に合格した者	合格通知書

新規の免許申請には、免許申請書に次のものがが必要です。

申請手数料【1500円分の収入印紙】(収入印紙は、郵便局等でご用意ください)

写真【横24mm、縦30mm】(上三分身(胸から上)、脱帽、無背景のもの)

・申請前6月以内に撮影したもの ・鮮明で変色の恐れのないもの (裏面に氏名を記入してください)

返信用の封筒に貼付する切手【392円分】(切手は、郵便局等でご用意ください)

免許申請については、厚生労働省のホームページに掲載しています。

「免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引」

を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/090626-1a.pdf>